

通所介護・第一号通所事業

重要事項説明書

鹿島開発株式会社  
スタジオアクト

## 【重要事項説明書】

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号： 042-599-7047  
(月曜日～土曜日 9:00から17:00)  
担 当： 管理者（兼生活相談員） 清水 康雄

### 2. 事業の目的

要介護または要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り 居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは予防・通所介護、総合事業通所型サービスを提供することを目的とします。

### 3. 提供するサービスの内容

通所介護または介護予防通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通って頂き、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです

#### (1) 個別機能訓練（要介護者）

日常動作訓練等個々の身体状況に合わせた運動計画を作成し筋肉トレーニング等の機能訓練を行ない、介護度の改善を目指します。

#### (2) 運動器機能サービス（要支援者）

日常動作訓練等個々の身体状況に合わせた運動計画を作成し筋肉トレーニング等の機能訓練を行ない、介護度の改善を目指します。

#### (3) 介護サービス

移動や排泄の介助利用者の心身の状況、心理状況に応じて援助を行い、安心して活動等に参加できるよう介護します。

#### (4) 健康状態の確認

当事業所への来所時、脈拍、血圧、体温等の観察を行い、活動中も健康に留意していきます。また、必要時には主治医の意見を聴き、ご利用者、ご家族の健康相談など、ご利用者が健康で安心して通所できるよう援助します。

(5) 日常生活動作

作業活動、レクリエーション活動等を通し、日常生活動作の自立度の向上及び維持を図ります。また、その成果が家庭でも活かせるよう援助します。

(6) 送迎

施設の送迎車が巡回して送迎いたします。但し、送迎車の巡回時間、定員、道路事情等によりご希望に添えない事もありますのでご了承ください。送迎車の乗降、車両内での安全確保の為に介助の為に人員を配置します。

4. 施設概要

(1) 提供するサービスの種類と地域

施設名称	スタジオアクト
所在地	日野市百草1042-21
法人名	鹿島開発株式会社
代表者名	代表取締役 本多 重晴
サービスの種類	予防・通所介護 日常生活支援総合事業（通所型サービス）
介護保険指定番号	1373502952 / 13A3500348
サービス提供地域	日野市の一部、多摩市の一部、八王子市の一部

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	兼務 有無	業務内容
管理者	1		あり	サービス管理全般
生活相談員	3		あり	生活上の相談等
機能訓練指導員	1	1	あり	機能訓練等に関する事
看護職員	1	1	あり	健康管理業務等
介護職員	3	9	あり	日常介護業務等
事務職員		1	あり	事務一般
運転手		6	あり	送迎車両等の運転

(3) 設備の概要

定員	午前40名／午後40名	相談室	1室
機能訓練室	1室	送迎車	8台
静養室	1室		

#### (4) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 ・ 午前8時～午後5時
休業日	日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）

### 5. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でご相談ください。利用方法について、事業所職員がご説明いたします。ご見学は随時受付しています。

ご利用開始日決定後、契約を締結した後、サービス提供を開始します。

（居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にご担当のケアマネージャーにご相談ください。）

#### (2) サービスの利用終了

##### ①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

##### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・要支援・要介護認定を受けなくなった場合、事業対象者確認においても非該当となった場合

##### ③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、サービスを終了させていただく場合がございます。
- ・止むを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合、契約を終了させていただく場合がございます。
- ・上記の事由により契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降、当事業所を利用することとなる場合は、その利用に要する実費を請求します。

### 6. 利用料金

#### (1) 基本料金

- ・要介護…3時間以上5時間未満／・要支援…2時間以上

\*利用料・各種加算は別紙『ご利用料金表』をご参照ください。

(2) その他

- ・ オムツ代、活動にかかる費用等は実費にて頂きます。
- ・ 介護保険適用でも保険料の滞納等の理由により、事業者に保険給付金が支払われない場合は一旦利用料金の全額を利用者にご負担いただきます。

(3) 支払い方法

- ・ 当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。支払い方法は口座振替です。口座振替の登録が完了するまでの期間は、現金払いまたは弊社指定金融機関へ振込み下さい。

7. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。事業者は、賠償責任保険に加入しています。

8. 緊急時の対応方法

事業者は、現に予防・通所介護、総合事業通所型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

<b>【緊急連絡先】</b>	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
<b>【主治医】</b>	
医療機関名	
医師氏名	
住所	
電話番号	

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、予防・通所介護、総合事業通所型サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

### (1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担当： 清水 康雄（管理者） 電話：042-599-7047

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	日野市役所介護保険課介護給付係	電話 042-514-8519
	東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177

## 10. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次の通り必要な訓練を行っており、また消防法上必要な設備を備えております。

・防災訓練 年2回 ・避難訓練 年2回 ・通報訓練 年2回

## 11. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」と言います）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- (2) 前項により情報提供を受けた者は、事業者及び従業者と同様に第1項の適用を受け、守秘義務が生じるものとします。
- (3) 事業者及び従業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画又は介護予防・日常生活支援総合事業支援計画）立案のためのサービス担当者会議ならびに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者又は通所型サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

通所介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(説明者)

事業所名：スタジオアクト

役 職 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

私は契約書及び本書面により、事業所から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

(令和7年4月)